

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、鹿児島空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

鹿児島空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、鹿児島空港事務所

<関係事業者>

鹿児島空港ビルディング(株)、日本航空(株)鹿児島空港所、日本エアコミューター(株)、全日本空輸(株)鹿児島空港所、(株)ソラシドエア鹿児島空港支店、アイベックスエアラインズ(株)、(株)フジドリームエアラインズ、Peach Aviation(株)、ジェットスター・ジャパン(株)、スカイマーク(株)、チャイナエアライン、中国東方航空鹿児島支店、香港エクスプレス、新日本航空(株)、鹿児島国際航空(株)、(株)ノエビアアビエーション鹿児島事務所、鹿児島空港給油施設(株)、南国殖産(株)、空港施設(株)、(有)中間モータース、鹿児島交通(株)、南国交通(株)、鹿児島空港タクシー事業協同組合、(公社)鹿児島県バス協会、九州運輸局鹿児島運輸支局、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所、第十管区保安本部鹿児島航空基地、鹿児島県警察航空隊、長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所、福岡出入国在留管理局鹿児島出張所、福岡検疫所鹿児島空港出張所、門司植物防疫所鹿児島支所、動物検疫所門司支所鹿児島空港出張所、福岡管区气象台

<関係地方公共団体>

鹿児島県、霧島市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項